

情報提供日	2025 年（令和 7 年） 9 月 10 日
問い合わせ先	消防局総務課 大西・山渕 078-918-5270（内線 7472）

消防職員の処分について

以下のとおり、懲戒処分の発令を行いましたのでお知らせします。

1 事案の概要

被処分者は、令和 7 年 5 月 24 日の救急出動時、傷病者を病院へ搬送した後、署所へ帰る救急車内で、上司（隊長）に対し突然暴言を発したものの。また、署所へ帰署後、他職員を交えた話し合いにおいても上司に対する発言は収まらず、途中、付近にあったごみ箱を蹴り飛ばしたものの。

また、過去にも複数の職員に対する誹謗中傷を含む文書を L o G o チャットに投稿し、グループ登録していた消防職員 127 名が閲覧可能な状況に置いたり、後輩職員の背後から首に手を回し引き上げたり、同僚職員に対し怒鳴る、机を蹴って発言を抑制するなどの行為を行ったものの。

2 処分対象者及び処分内容

対 象 者	処 分
消防署 主任 （43 歳）	停職 1 月

3 処分発令日

令和 7 年 9 月 10 日

4 消防局のコメント

暴言や誹謗中傷、暴力はあってはならないことで、市民の皆様の信頼を損なうこととなり、深くお詫び申し上げます。

改めて研修などの実施を通し、再発防止と信頼回復に向け努力してまいります。